

# 入札説明書

社会福祉法人昭徳会の施設で使用する電力の供給

社会福祉法人 昭徳会

本入札説明書は、社会福祉法人昭徳会が運営する施設で使用する電力の供給の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に適用されるもので、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

社会福祉法人昭徳会の施設で使用する電力の供給

### (2) 数量

約 3,902,190 キロワットアワー

### (3) 電力供給の内容等

別添「電力供給仕様書」のとおり

### (4) 供給場所

駒方保育園はじめ 21 施設（「仕様書別紙 1」のとおり）

### (5) 供給期間

現契約満了日からの令和 6 年 3 月 31 日まで（現契約期間満了日は「仕様書」のとおり）

### (6) 入札方法

ア この入札は、(2)に掲げる概算数量の総価により行う。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた額とすること。また、入札時に入札書とは別の用紙に入札金額の積算方法を記した積算内訳書を封筒に入れ封をして提出すること。

## 2 入札の回数 2回までとする

## 3 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けており、低圧部門、高圧部門のいずれも供給できる業者であること。

(5) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。

(6) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- イ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- オ 前記に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

#### 4 入札に関する問い合わせ先

〒466-0832

愛知県名古屋市昭和区駒方町4丁目10番地

社会福祉法人 昭徳会

TEL 052-831-5171 Fax 052-835-5272

Mail [shotokukai@syoutokukai.or.jp](mailto:shotokukai@syoutokukai.or.jp)

#### 5 競争入札参加申請等

(1) 本件の入札に参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は(2)の提出書類を、令和2年10月26日(木)13時(必着)までに上記4に持参又は郵送により提出すること。

(2) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 安定供給確約書（様式3）
- エ 小売電気事業者として登録されていることを証する書類の写し
- オ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

(3) 入札参加申請者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(4) 「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を令和2年11月30日(金)までに発送する。

(5) 「一般競争入札参加申請書」提出後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式8）により届け出ること。

#### 6 入札保証金及び契約保証金 いずれも免除する。

#### 7 入札及び開札

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和2年11月26日(木) 午前10時30分

イ 場所 名古屋市昭和区花見通2-4-1 児童養護施設駒方寮

- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書を熟知のうえ応札すること。なお、仕様書等について疑義がある場合は、「質疑書（様式5）」を令和2年11月5日（金）17時までに上記4へ電子メールにより提出すること。回答は令和2年11月13日（金）17時までに各社に通知する。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを提出するとともに、代理人に入札させる場合においては入札権限に関する委任状（様式7）を提出すること。（入札に参加する者は名刺を持参すること）
- (4) 入札者は、本入札説明書に添付されている「入札書（様式6）」を使用すること。
- (5) 入札金額の算出基礎として、積算内訳書（押印不要）を作成し、入札時に提出すること。  
なお、積算内訳書の電力料金単価には1円未満の端数を含むことができる。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(3)(4)(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とする。入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（入札者本人及びその代理人がした入札を含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (5) 入札金額に金が冠されていないもの
- (6) その他入札に関して円滑な入札を妨げる行為をした者の入札

## 9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 入札された入札価格が予定価格を下回らない場合は、最も低い価格を提示した業者と交渉し、随意契約とすることができるものとする。

## 10 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者の負担とする。

## 11 その他

- (1) 入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて申請者が負担する。

## 電力供給仕様書

- 1 見積金額の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- 2 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
  - (2) 使用電力量の単位は 1 キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
  - (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その小数点以下を切り捨てる。
- 3 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに各施設への通知するものとし、全施設の検針結果については取りまとめの上、昭徳会に提出するものとする。提出形式、方法、時期については別に定める。
- 4 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
- 5 この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。